

豊後大野市運賃協議会設置要綱
＜道路運送法第9条第4項に基づくもの＞

令和6年1月22日 制定

（目的）

第1条 豊後大野市運賃協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じ地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議するため設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）地域における需要に応じた住民の生活のために旅客輸送を確保する必要がある路線又は営業区域にかかる運賃等に関する事項
- （2）協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

（協議会の構成員）

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- （1）豊後大野市
- （2）一般旅客自動車運送事業者
- （3）大分運輸支局長又はその指名する者
- （4）市長が関係住民の意見を代表する者として指名する者

（協議会の運営）

第4条 協議会に会長をおき、主宰者の地方公共団体の職員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会の庶務は豊後大野市まちづくり推進課において処理する。

（守秘義務）

第5条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（協議結果の取扱い）

第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月22日から施行する。